

燃料電池フォークリフト実装支援事業助成金交付要綱

(制定) 令和 5 年 7 月 25 日付 5 都環公地温第1661号

(改正) 令和 6 年 6 月 21 日付 6 都環公地温第1840号

(改正) 令和 7 年 5 月 30 日付 7 都環公地温第1892号

(改正) 令和 8 年 3 月 17 日付 7 都環公地温第7803号

(改正) 令和 8 年 9 月 15 日付 8 都環公地温第4802号

(目的)

第 1 条 この要綱は、燃料電池フォークリフト実装支援事業実施要綱（令和 5 年 3 月 24 日付 4 産労産新第 333 号。以下「実施要綱」という。）第 8 条第 3 項に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する燃料電池フォークリフト実装支援事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるとおりとする。

(助成対象者)

第 3 条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第 4 条に定める者であって、次の各号に該当しないものとする。

- 一 税金の滞納があるもの
- 二 刑事上の処分を受けたことがあるもの
- 三 公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる個人又は団体は、助成対象者としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象フォークリフトの要件)

第 4 条 本助成金の交付対象となる燃料電池フォークリフト（以下「助成対象フォークリフト」という。）は、実施要綱第 5 条に定める要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは除く。

- 一 都の他の同種の助成金その他給付金の交付（受給）を重複して受けるもの
- 二 助成対象者がフォークリフト販売業者であって当該フォークリフト販売業者に関係する者（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）から調達したもの
- 三 助成対象者（助成対象者がリース・レンタル事業者の場合は助成対象フォークリフトの使用者）の自社製品及び助成対象者が役員として所属する民間事業者等の製品であるもの

（助成対象経費）

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第6条に定める経費（車両本体価格、燃料電池仕様に必要な装備及び業務上必要となる装備類の費用に限る。消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

- 2 助成対象経費の中に助成対象者（助成対象者がリース・レンタル事業者の場合は助成対象フォークリフトの使用者とする。）の自社調達分又は助成対象者に関係する者からの調達分がある場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は利益等排除を行った経費を助成対象経費とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は助成対象経費としない。
 - 一 第8条第3項の規定による交付決定の通知の日より前に契約を締結したものの経費（本助成金の交付を申請する年度において、国又はその他の団体が実施する補助金等（以下「国補助等」という。）の交付の決定を受けた場合を除く。）
 - 二 還付等に伴い、助成対象者が実質的に負担していないとみなされる経費

（助成金の額）

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第7条に定める金額とし、同条第2項に規定する上乗せ助成金額を含める場合は、以下のいずれの要件も満たすものとする。

- （1）定置式水素ステーション整備等計画書に記載の内容が、助成対象組織内において意思決定されていること。
- （2）設置する定置式水素ステーションの開所予定日が本助成金の交付の申請を行う日の属する年度から5年度以内であること。

- 2 本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（助成金の交付申請）

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、公社が別に定める期日（天災地変等申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期日）までに、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2-1号様式）及び別表第1に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

- 2 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、国補助等がある場合は、国補助等の交付申請

後に、本助成金の交付を申請しなければならない。ただし、国補助等がある場合において、正当な理由により、国補助等の交付申請をすることができない場合は、併せて国補助等未申請申告書（第3号様式）を提出することで申請を受け付けるものとする。

- 3 助成対象フォークリフトについて、リース又はレンタル（以下「リース等」という。）契約を締結して助成対象フォークリフトを導入する場合、リース等契約に関する当事者双方の共同申請をもって本助成金の交付申請を行わなければならない。

（助成金の交付決定）

第8条 公社は、前条の規定により、本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、前項の規定による本助成金の交付決定の審査等に当たり、助成対象者がリース等事業者である場合は、あらかじめ、月々のリース等料金に助成金相当額分の値下げが反映されていることを確認することとする。
- 3 公社は、前条の規定により、申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第3項の規定による本助成金の交付決定の通知を受ける助成金交付対象者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 この要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象経費に関し、前条第3項の規定により、本助成金の交付決定の通知を受けた当該事業をいう。以下同じ。）により取得した財産を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- 二 実施要綱第7条第2項の規定により、上乗せ助成を受ける被交付者は、定置式水素ステーション整備等計画書で示した開所予定日までに定置式水素ステーションを開所すること。
- 三 助成対象経費に関して本助成金以外に都から交付される補助金、助成金その他の給付金等を受給しないこと。
- 四 公社が第18条第1項の規定により、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- 五 公社が第19条第1項の規定により、本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第20条第2項の規定により、違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第2項の規定により、延滞金を納付すること。

六 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(申請の撤回)

第10条 被交付者は、第8条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第6号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第11条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第7号様式）を提出しなければならない。ただし、事業の効果・目的に影響を与えない軽微な変更については、この限りではない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

2 被交付者は、第15条2項に規定する定置式水素ステーション整備等報告書の提出後、公社がやむを得ない理由により整備予定日に開所できなかったと認める場合、「定置式水素ステーション整備等計画変更申請書（第8号様式）」を提出しなければならない。

- 3 公社は、前2項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。なお、前項に係る申請の場合、公社が延長できる計画期間を提示するものとする。
- 4 公社は、前項の承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。
- 5 公社は、第3項の承認に当たり、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第12条 被交付者は、個人にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第9号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の場合は、変更届出書に合わせて、変更内容が確認できる書類（登記事項全部証明書、印鑑証明書、定款等）を添付しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第13条 被交付者は、第8条第1項の規定による本助成金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得

た場合はこの限りではない。

(助成事業の廃止)

第14条 被交付者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第10号様式）を提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。

4 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(実績の報告)

第15条 被交付者は、国補助等の補助金額確定通知書を受領したとき、又は助成事業が完了したときのいずれか遅い日を基準とし、基準日から起算して30日以内に、実績報告書（第11号様式）及び別表第3に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 実施要綱第7条第2項に定める条件により上乗せ助成を受ける被交付者は、定置式水素ステーション整備等計画書における整備予定日から起算して30日以内に、定置式水素ステーション整備等報告書（第12号様式）及び別表第4に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第16条 公社は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第8条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該被交付者に助成金額確定通知書（第13号様式）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第17条 公社は、前条の規定により、本助成金の額の確定を通知した場合は、速やかに本助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定による本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

四 交付決定を受けたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

五 定置式水素ステーション整備等計画書（第11条第5項に規定する計画変更承認通知で認められた期間を含む）の整備予定日までに、定置式水素ステーションの整備が行われなかったとき
六 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第16条の規定による本助成金の額の確定後においても適用するものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しを行った場合は、速やかにその旨を当該被交付者に通知するものとする。
- 4 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項及び第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（不正手続き等に対する措置）

第19条 公社は、助成対象者が、偽りその他不正の手段により本助成金の交付に関する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該助成対象者に対し、次の措置を講じることができる。

- 一 第8条の規定による本助成金の不交付の決定、前条の規定による交付決定の取消し、次条の規定による本助成金の返還の請求、第21条第1項の規定による違約加算金の納付の請求及び第22条第1項の規定による延滞金の納付の請求
- 二 公社が都の補助金の交付等を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること
- 三 氏名又は名称及び不正内容の公表

（助成金の返還）

第20条 公社は、被交付者に対し、第18条第1項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に交付した本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、公社に返還しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項及び第2項の規定中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（違約加算金）

第21条 公社は、第18条第1項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定による本助成金の返還の請求を行うときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなけれ

ばならない。

- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第22条 公社は、被交付者に対し、第20条第1項の規定による本助成金の返還を請求した場合であつて、当該被交付者が、公社が指定する期日までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

第23条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(処分の制限)

第24条 被交付者は、助成事業により取得した財産の処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、財産の取得から5年を経過した場合は、この限りでない。

- 2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第14号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第1項の承認をすること又はしないことを決定するものとし、当該決定の内容を、第2項の規定による申請をした被交付者に対し、速やかに通知するものとする。
- 4 公社は、前項の決定において、第1項の承認を行う場合にあつては、前項の規定による通知を、取得財産等処分承認書（第15号様式）により、行うものとする。
- 5 公社は、公社が必要と認める場合は、被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準

(平成26年4月1日付26都環公総地第6号)第3 2に定める方法により算出した返還額(以下「返還金」という。)を請求するものとする。

6 被交付者は、前項の規定による返還金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

7 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前6項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第25条 被交付者は、助成事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備しなければならない。

2 被交付者は、前項の書類について、本助成金を受領した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第26条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、助成事業に関し報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 被交付者は、前項(次項において読み替える場合を含む。)の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(指導・助言)

第27条 公社は、本事業の適切な執行のため、被交付者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

第28条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者(交付申請者を含み、法人の場合はその他役員・従業者等を含む。)に係る個人情報及び申請書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付・実績に関する情報(以下、「個人情報等」という。)については、都の施策目標の達成及び本事業並びに都の実施する手続サクサクプロジェクト(事業者データベースの活用)の目的を達成するために必要な範囲において、都への提供、国補助等の交付事業に関わる目的への使用、その他次に掲げる事項にのみ使用する。

一 本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行

- 二 公社が実施する他の助成事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
 - 三 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
 - 四 助成金制度に関する統計分析、およびその結果を活用した制度改善ならびに新規事業の企画
 - 五 都への事業報告及び都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用
 - 六 都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等の情報提供
- 2 公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとする。
 - 3 本条に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に従うものとする。
 - 4 公社は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た個人情報等を第三者に提供し、又は本人以外の者から収集しない。
 - 5 公社は、個人情報等については、本事業及び都の実施する手続サクサクプロジェクト（事業者データベースの活用）の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う補助金等の交付事業に関わる目的のみ使用する。
 - 6 公社は、本事業により取得した個人情報の範囲において、以下の措置を講じる場合に限り、Artificial Intelligence（人工知能）（以下「AI」という。）を活用することができることとし、都が構築した生成 AI プラットフォーム（以下「生成 AI プラットフォーム」という。）において、AI 活用した審査を行う場合がある。
 - 一 生成 AI プラットフォームを使用し、個人情報が AI の学習に利用されないことを確保する。
 - 二 AI による審査結果は参考とし、最終的な判断は公社職員が行う。
 - 三 生成 AI プラットフォーム提供元である都及び一般財団法人 GovTech 東京に個人情報を提供することがある。
 - 7 助成対象者は、交付申請に当たり、第 1 項から第 6 項までに定める個人情報等の取扱いについて、交付申請時に提出する同意書（第 2－2 号様式）により同意するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第29条 次の各号に掲げる本事業に係る手続及び事務については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第 7 条の規定に基づく本助成金の交付の申請
- 二 第 8 条第 3 項の規定に基づく本助成金の交付又は不交付の決定の通知
- 三 第10条第 1 項の規定に基づく申請の撤回
- 四 第11条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく助成事業の計画変更に伴う申請及び同条第 4 項に

基づく計画変更承認の通知

五 第12条の規定に基づく事業者情報の変更に伴う届出

六 第14条第1項の規定に基づく助成事業の廃止の申請及び第3項の規定に基づく廃止承認の通知

七 第15条の規定に基づく実績の報告

八 第16条の規定に基づく本助成金の額の確定の通知

九 第18条第3項の規定に基づく交付決定取消しの通知

十 第20条第1項の規定に基づく返還の請求

十一 第21条第1項の規定に基づく違約加算金の請求

十二 第22条第1項の規定に基づく延滞金の請求

(その他必要な事項)

第30条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（令和5年7月25日付5都環公地温第1661号）

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

附 則（令和6年6月21日付6都環公地温第1840号）

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。

附 則（令和7年5月30日付7都環公地温第1892号）

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

附 則（令和8年3月10日付7都環公地温第7803号）

この要綱は、令和8年3月17日から施行する。

附 則（令和8年9月15日付8都環公地温第4802号）

この要綱は、令和8年9月15日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

	必要書類
1	登記事項証明書（現在事項全部証明書等） ※実施要綱第 4 条二号に規定する団体を除く。 ※申請日時点で、発行日から 3 か月以内のものに限る。 ※リース等の場合、リース等事業者と貸与先のもの。
2	法人都民税及び法人事業税の納税証明書又は個人事業税の納税証明書 ※納税証明書は完納を証明した直近のものに限る。 ※リース等の場合、リース等事業者と貸与先のもの。
3	導入予定車両一覧表
4	見積書（車両本体価格が明記されているもの） ※助成対象フォークリフトとエンジン式フォークリフトいずれも必要
5	国補助等の交付決定通知書 ※正当な理由により、国補助等の交付申請をすることができない場合（実施要綱第 5 条第三号） 以外は必須
6	リース等見積書 ※リース等事業者が申請者に含まれている場合のみ必要
7	定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの） ※実施要綱第 7 条第 2 項の定める条件により上乗せ助成を受ける場合
8	助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類 ※実施要綱第 7 条第 2 項の定める条件により上乗せ助成を受ける場合
9	その他公社が必要と認める書類

別表第 2（第 15 条 1 項関係）

	必要書類
1	導入車両一覧表
2	購入車両（購入し、又はリース等契約を締結した燃料電池フォークリフトをいう。以下この表において同じ。）の代金に係る請求書等 ※製造番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。
3	購入車両の代金の支払いの事実が確認できる入金明細書等（金融機関が発行するものに限る）
4	納品書
5	製造年月が記載されたフォークリフト銘板の画像
6	購入車両の小型特殊自動車の標識交付証明書
7	購入車両に係るリース等証明書 ※リース等事業者が申請者に含まれている場合のみ必要

8	貸与料金の算定根拠明細書 ※リース等事業者が申請者に含まれている場合のみ必要
9	国の補助金額確定通知書 ※正当な理由により、国補助等の交付申請をすることができない場合(実施要綱第5条第三号)以外は必須
10	助成金振込先口座の口座情報が確認できる書類の写し
11	その他公社が必要と認める書類

別表第3（第15条第2項関係）

	必要書類
1	整備完了後の現地地図 ※実施要綱第7条第2項に定める条件により上乗せ助成を受ける場合
2	整備した定置式水素ステーションの概要 ※実施要綱第7条第2項に定める条件により上乗せ助成を受ける場合
3	運営事業者との契約書等 ※実施要綱第7条第2項に定める条件により上乗せ助成を受ける場合 ※運営事業者に運営を委託する場合
4	その他公社が必要と認める書類